

田沢湖・角館・西木

合併協議会だより

平成17年1月25日発行

Vol.15



▲離脱に至った経緯を説明する太田角館町長

最初に佐藤会長より、十二月二十四日に開催された第十九回合併協議会（二ページに掲載）以降に、角館町長から離脱についての申し入れがあった件に関して、経過説明が行われました。

続いて太田角館町長より、「本町議会の賛同を得て、合併協議会から離脱することになった。その理由としては、関係町村との信頼関係が構築できなかったことと合併の理念に大きく隔たりがあったことの二点である。合併協議も大詰めを迎え、いよいよ最終段階に入ったと認識しているが、このような状況下で協議を継続しても我が町にとって望ましい

まちづくりは困難であり、また、直接請求の取扱い等で協議が難航し、好ましい結果に至らないと判断した。」と離脱の理由が説明されました。

これに対して、委員から質問はなく、角館町の離脱の件は了承されました。

続いて、今後の取り扱いについて協議が行われましたが、協議会を廃止又は変更する場合には、三町村の議会で議決を行った後、三町村長が協議書を交わし、正式に廃止又は変更されることとなります。

それまでの間、協議会は休止することになりました。

第9回 臨時田沢湖・角館・西木合併協議会

第九回臨時合併協議会が、一月十七日（月）午後一時三十分から、角館広域交流センターを会場に開催されました。

今回の協議会では、角館町より合併協議会からの離脱の申し入れがあり、協議の結果、離脱を受け入れることになりました。

これにより、各町村議会で協議会の廃止又は変更の手続きを行うまでは、協議会は休止となりました。

今後田沢湖町、西木村では、新たに合併協議会を立ち上げ、二町村による合併をめざすのか、それともそれぞれ単独で行政運営を行うのかを検討することになります。



第19回 合併協議会の報告・協議
・提案事項について

第十九回合併協議会が、十二月二十四日（金）午後一時三十分から、西木村総合開発センターを会場に開催されました。

今回の協議会では、継続協議となっている「新市の事務所の位置について」と第十八回協議会で提案された協議案二件についての協議が行われました。

協議の結果は、次のとおりです。

【協議事項】

協議案第六号（継続協議）

「新市の事務所の位置について」（協議結果）



新市の事務所の位置については、再度協議を行いました。意見の一致を見ることが出来ず、委員の投票で決定することになりました。投票について委員から「住民に自分の意志を表明するために、記名投票でやるべき」との発言があり、記名投票で行うこととなりました。

出席委員二十八人全員（会長及び副会長含む）が三町村役場の中から一つを選ぶ方法で行われ、投票の結果、田沢湖町役場「二十票」、角館町役場「八票」、西木村役場「〇票」で、三分の二以上の得票を得た『田沢湖町生保内字宮ノ後三十番地（現田沢湖町役場）』が新市の事務所の位置と確認されました。

協議案第六十号

「事務組織及び機構の取扱いについて」（協議結果）

新市の事務所の位置が現田沢湖町役場に決定したことを受けて、前回の協議会で示した総務部門等が入るA庁舎は田沢湖町庁舎に決まりましたが、角館町長、西木村長から、案として示したB庁舎（産業観光部・建設部等）、C庁舎（市民福祉部・公営企業・教育委員会等）について、一部変更をお願いしたいとの申し入れがあり、この件については、再度両町村長で協議を行い、修正したものを、提案することから、継続協議となりました。

協議案第六十一号

「病院及び診療所の取り扱いについて」（協議結果）

協議の結果、調整案のとおりとすること、確認しました。

提案事項（次回協議事項）

協議案第四号

「合併の期日について」
合併の期日は、平成十七年三月二十八日とする。

ありがとうございました



事務局より

協議会だより第十五号を発行しました。

角館町が合併の枠組みから離脱を表明しました。協議会は当分の間、休止となります。

今後、田沢湖町、西木村は二町村による合併か、単独かを検討することになります。

今回で協議会だよりも休止いたします。長い間、どうもありがとうございました。

編集・発行／田沢湖・角館・西木合併協議会

〒014-0592 秋田県仙北郡西木村上荒井字古堀田47

TEL 0187-52-5930 FAX 0187-52-5934

HP <http://www.hana.or.jp/~gappei/>

e-mail gappei@hana.or.jp